

知って納得!

国民年金特集

あなたは大丈夫? 年金受給には25年の資格期間が必要です!

老齢基礎年金を受給するためには、国民年金納付、免除など（納付猶予・学生納付特例含む）、厚生年金、**カラ期間** など合わせて原則25年(300月)の資格期間が必要です。

国民年金納付 + 免除等 + 厚生年金等 + カラ期間 = **25年**



カラ期間とは?

- ①日本人で海外に住んでいた期間
- ②昭和61年3月以前に夫(妻)が厚生年金に加入していた期間
- ③平成3年3月以前に学生(夜間制、通信制を除く)であった期間 など

※受給資格期間が25年未満であれば、受給できません(ただし、厚生年金特例あり)
 ※老齢基礎年金を満額で受給するためには、40年間(480月)の納付が必要です
 ※60歳までに年金の受給資格期間(25年=300月)が足りない場合は、65歳まで年金に加入して保険料を納めることができます(昭和40年4月1日以前生まれの人は、70歳まで加入可)
 ※60歳までに受給資格期間を満たしていても、未納期間や免除期間がある場合は65歳まで納めて年金額を増やすことができます(条件などにより65歳まで納めることができない場合があります)

そのほかの年金給付

病气やけがで障害の状態になったときに…

障害基礎年金

納付についての要件 (次のいずれかひとつ)

- ①20歳から初診日(※)の前々月までに、**3分の2以上保険料を納付(免除)**していること
- ②初診日(※)の前々月からさかのぼって、**直近1年間に未納がないこと**
 (※)初診日…障害の原因となった病气やけがで、初めて病院に行った日
★障害基礎年金は1級・2級のみですが、厚生年金加入期間中に初診日がある場合、障害厚生年金となり3級まで支給します。

加入者が亡くなったとき、大切な家族のために…

遺族基礎年金

納付についての要件 (次のいずれかひとつ)

- ①20歳から死亡日の前々月までに、**3分の2以上保険料を納付(免除)**していること
- ②死亡日の前々月からさかのぼって、**直近1年間に未納がないこと**
★死亡日が厚生年金加入中であれば遺族厚生年金となります(支給対象の遺族の範囲も異なります)。

支給対象の遺族 ①子のある配偶者 ②子(※)

(※)18歳に達する年度末までの子。障害等級1級・2級に該当する障害の状態にある場合は20歳未満。なお、いずれも婚姻していないことが条件。

第1号被保険者の独自給付

死亡一時金

国民年金保険料を**3年以上納めた方(※)**が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

(※)一部免除が承認され、減額された保険料を納付した期間も含まれますが、算入割合が異なります。

寡婦年金

老齢年金を受給できる資格(**25年以上**)のある夫(婚姻期間10年以上)が年金を受ける前に亡くなったとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

特別障害給付金

任意加入であった次の期間中に初診日があり、65歳の誕生日の前々日までに障害基礎年金の1級・2級相当の障害の状態にある方が対象となります。

対象となる方

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生(夜間制、通信制等を除く)
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった会社員等(厚生年金、共済組合などに加入していた方)の配偶者

問合せ: 市民課年金係 ☎893-4411 内線117・366